

令和6年（ワ）第9586号 損害賠償請求事件

令和7年（ワ）第616号 新聞販売代金等残金請求反訴事件

本訴原告（反訴被告）●●●●

本訴被告（反訴原告）株式会社毎日新聞社

第9準備書面

2025（令和7）年11月17日

大阪地方裁判所 第17民事部3E係 御中

本訴原告（反訴被告）訴訟代理人

弁 護 士 江 上 武 幸

同 宮 地 信 太 郎

同 毛 利 倫

同 青 木 歳 男

同 田 上 普 一

同 佐 藤 潤 一

同 鍋 島 典 子

原告は、第7準備書面において、本件争点を単純且つ明確化するために、請求権を「不法行為に基づく損害賠償請求権」に一本化することを宣言した。よって、本書面で以下のとおり「不法行為責任成立」の主張を整理する。

1 原告の保護されるべき権利・利益の存在

- (1) 原告は被告から、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を超えて新聞を供給されない権利ないし利益を有している（甲B7・勧告書主文第1項参照）。
- (2) 原告は被告に対し、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を自主的に決定する権利ないし利益を有している（甲B・勧告書主文第2項参照）。
- (3) 原告が、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた経営に必要な部数は、訴状別紙（1）～（3）の「必要部数」欄記載の部数である。

2 故意・過失

被告は、独占禁止法第19条・同法第2条9項5号・9項6号、および公正取引委員会の株式会社北國新聞社に対する勧告書（甲B7・平成9年12月12日発令）等により、販売店に対し実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を超えて新聞を供給してはならない義務（押し紙禁止義務）、および実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を販売店が自主的に決定し得るようにするための措置を講ずる条理上の作為義務があることを認識し、若しくは容易に認識しえた。

3 正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等の割合

正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等の割合は、新聞購読部数の２％程度で足りるというのが、一般社団法人日本新聞協会・公益社団法人日本新聞販売協会・一般社団法人日本ＡＢＣ協会等の新聞業界関係者の共通した認識である（原告第４準備書面「第１の１」参照）。その共通認識は、平成１１年新聞特殊指定の改正によっても変更はない。

仮に被告が、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙の割合について「２％程度で足りる」との上記認識と異なる認識を有しているのであれば、具体的な割合およびその根拠をあきらかにされたい。

４ 被告の販売方法の違法性

被告は、公正取引員会が株式会社北國新聞社に対し押し紙排除勧告書を発令した平成９年１２月１２日以降も、販売店との取引方法の見直しや、販売店が正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を自主的に決定し得るようするための措置を講じることをしなかった。

のみならず、被告は公称部数を大きくみせるために、原告に対し正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙２％を超える部数の新聞を供給し、独占禁止法第２条第９項第５項の法定優越的地位濫用禁止規定、および同項６号の新聞特殊指定第３項の押し紙禁止規定に違反した。

被告の上記販売方法は、紙面広告料および折込広告料の詐欺に該当し、資源・エネルギー等の浪費であり、違法性が顕著である。

５ 損害の発生

原告は被告から、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙２％を超える新聞を有代で供給され、その結果、訴状別紙（１）～（３）の「セット・朝刊合計金額」欄記載の仕入代金１億６４６８万円の損害を被った。

6 因果関係

(1) 実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙2%を加えた部数を超える新聞を有代で供給されなければ、原告は被告に対し購読料収入の得られない新聞の仕入代金を支払うことはなかった。

(2) 平成9年の北國新聞社に対する押し紙排除勧告の際、公正取引委員会が日本新聞協会を通じて加盟新聞各社に対して要請した従前の取引方法の見直しと、販売店が経営に真に必要な部数を自主的に決定することができる措置を講じておけば、原告は被告に対し購読料収入の得られない新聞の仕入れ代金の支払うことはなかった。

7 結論

よって、被告の原告に対する民法709条の不法行為責任は成立する。

以上